

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

平成19年3月29日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く職)

第2条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局長をもって充てる。

3 書記は、広域連合事務局総務課職員をもって充てる。

(分掌事務)

第3条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 会議録に関すること。
- (3) 議員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (4) 請願及び陳情に関すること。
- (5) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (6) 議案の調査及び立案に関すること。
- (7) 議会の広報に関すること。
- (8) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (9) 公印の管守に関すること。
- (10) その他事務局の庶務に関すること。

(職務権限)

第4条 事務局長は、議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な訓令、告示及び公告に関すること。
- (3) 通達、通知及び照会回答に関すること。
- (4) 前3号に準ずる事項に関すること。

(事務局長の専決事項の代決)

第6条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(公印)

第7条 公印の名称、書体、寸法、ひな型及び公印管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第8条 事務局の事務処理については、この訓令に定めるもののほか、広域連合事務局の例による。

附 則

この訓令は、平成19年3月29日から施行する。

別表（第7条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	公印管守者
兵庫県後期高齢者医療広域連合 議会之印	れい書体	方 24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           兵 庫 県 後 期            高 齢 者 医 療            広 域 連 合            議 会 之 印         </div>	事務局長
兵庫県後期高齢者医療広域連合 議会議長之印	れい書体	方 24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           兵 庫 県 後 期            高 齢 者 医 療            広 域 連 合 議 会            議 長 之 印         </div>	事務局長
兵庫県後期高齢者医療広域連合 議会副議長之印	れい書体	方 24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           兵 庫 県 後 期            高 齢 者 医 療            広 域 連 合 議 会            副 議 長 之 印         </div>	事務局長